

◇鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉施設に入所している児童等の扶養義務者等が支払うべき徴収金の額の算定において使用する所得税額の計算方法について、平成22年の税制改正による年少扶養控除等の廃止の影響が生じないよう所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 徴収金の額の算定に使用する所得税額は、平成22年の税制改正で廃止された年少扶養控除等を適用して算出した額とする。
- (2) 所得税額等申告書に添付する書類を所得証明書その他の福祉保健部長が定める書類に改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年7月1日とする。

◇鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正について

1 規則の改正理由

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の扶養義務者等が医療機関に支払うべき負担金の額の算定において使用する所得税額の計算方法について、平成22年の税制改正による年少扶養控除等の廃止の影響が生じないよう所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 負担金の額の算定に使用する所得税額は、平成22年の税制改正で廃止された年少扶養控除等を適用して算出した額とする。
- (2) 市町村民税を課税される保護者が医療の給付の申請を行うときに提出しなければならない書類を、所得の額及び所得税額を証する書類（現行 納税証明書又は源泉徴収票）とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年7月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

医師海外留学資金貸付金の貸付対象に研修期間が2月の海外留学に必要な資金を加える。

2 規則の概要

- (1) 貸付金の貸付けを行う研修期間の下限を誓約書を提出した者に限り、2月（現行 6月）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。